

大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について

——史記を例に——

山 本 秀 人

目次

- 一、問題の所在と本稿の趣旨
- 二、藤原式家点、菅原家点との比較
- 三、大江家訓法に基く可能性について
- 四、仏家訓法の混入について
- 五、総括と今後の課題

一、問題の所在と本稿の趣旨

大谷大学所蔵の「三教指帰注集」は、近年、佐藤義寛氏による翻刻・解説と共に全文の影印が公刊され、⁽¹⁾ 広くその存在が知られるようになった。本書は空海作「三教指帰」の有注本の一つであり、成安注と称せられる本の院政期の写本であり、全巻を有している。三教指帰の古注としては、いずれも院政期に成立した、成安注、敦光注（勘注抄）、覚明注の三注が知られ、この内成安注については、これまで詳細が明らかにされていなかったとの由である。その意味からも本書は重要な写本であるが、三教指帰の本文を総て掲げ、その本文と注とに全巻に亘って比較的詳密な訓点が施されており、国語学上も有益な資料と目される。本書の書誌については佐藤義寛氏の右解説に詳しいので、大部分を同解説に

従い、必要な所を述べれば以下のようである。

本書は三教指帰の巻上、巻中、巻下三巻に対応して巻上、巻中、巻下に分たれ、巻上は更に本、末に分割されて全四帖となっている。長承二年（一一三三）三年に厳寛なる僧侶によって書写、移点されたものであることが、

（巻上末）長承二年二月四日於弥勒寺谷房書寫畢／金剛仏子嚴寛之／行年六十四／同十一月七日辰刻移點畢

（巻下）長承三年六月七日於弥勒寺谷房書寫畢／金剛仏子嚴寛^{行年六十}_五

等の各帖の奥書より知られる。訓点には仁和寺で起った円堂点が、朱仮名、墨仮名と共に用いられており、細かく見れば、原則的に墨仮名にて加點されている部分と、朱円堂点と朱仮名との併用にて加點されている部分とがある。⁽²⁾一方、注の撰者である僧成安による序文には寛治二年（一一八八）の年紀があり、本書成立から五十年足らず後の加點本であることが分る。

この成安の序文については、実はこの序は「南岳房」の作である旨の、厳寛の記述が、巻上本の表紙見返や同巻奥書部分に存する。この南岳房とは、承暦三年（一一七九）に空海作の漢詩文集「遍照發揮性靈集」十巻の末尾三巻が散逸していたのに対して「統遍照發揮性靈集補闕抄」三巻を編み、また「三教指帰頭鏡鈔」⁽³⁾を著すなど、空海の著作に対して多くの研究を行っている、仁和寺の南岳房律師濟暹（一一二五～一一一五）のことと考えられる。その成安の序文の中には、「一禅僧」の要請によつてこの集注を成した旨の記述があり、佐藤義寛氏はこの一禅僧も濟暹ではないかとされる。いづれにせよ、本書の成立には濟暹が関わっていることが伺われる。月本雅幸氏は、空海撰述書の訓読に関する一連の研究において、円堂点加點の空海撰述書の祖点は濟暹の手になるのではないかと推定されている。⁽⁴⁾本書の訓点⁽⁴⁾が何に基くものか厳寛の奥書は明らかにしていないが、本書の成立自体に濟暹が関っていると考えられることから、本書の訓点⁽⁴⁾は、月本氏の御説にも関つて重要であると言えよう。なお、成安、厳寛とも詳細は明らかでないが、厳寛は東寺観智院藏「五大尊事」（第二八二箱上）の奥書にも、

ボル」の読みも、その博士家訓に基いていることが理解される⁽⁸⁾。

筆者は、我が国において作製された漢詩文の訓法やその成立が如何にあつたのか、少しでも明らかにしたいとの意図を持つている⁽⁹⁾。三教指帰は空海作の仏教優位を説く書ということで仏書とされるものの、その文章は漢詩文であり、しかも僧侶の間で訓読されたということもあつて、その訓法には大いに関心のある所である。その場合、右のような状況を見るに、本書のような有注本に引用された典籍、取分け漢籍の訓法が如何に行われているのかについて検討することが、三教指帰本文の訓法を考える上でも必要な一要素になりはしないかと思われるのである。因みに、築島裕博士は、天理図書館所蔵の仁平四年（一一五四）醍醐寺僧證円書写、久寿二年（一一五五）加点の「三教指帰」について、紀伝点⁽¹⁰⁾が使用されていることや訓の特質から紀伝道の博士家の訓説を継承した可能性の高いことを述べられた。また月本雅幸氏は、多数の漢詩を例文として引用する空海撰述の漢詩文作法書「文鏡秘府論」の高山寺蔵長寛三年（一一六五）写本や書陵部蔵院政期写本において、円堂点の中に一部古紀伝点も使用されていることを指摘されている⁽¹¹⁾。一方、小林芳規博士は、醍醐寺蔵「遍照發揮性靈集」貞応二年（一二三三）点において、覚蓮房聖範の訓説に基く訓点に対して藤原式家敦周の訓点を宝治元年（一二四七）に併記している（また菅原為長の訓点をも校合している）ことを指摘されている⁽¹²⁾。これらの指摘も思い合せられる所である。またこの検討自体は、博士家による漢籍の訓説が、僧侶の間でどのように受容され継承されたかについて見ることになり、それ自体の意義もあろう⁽¹⁴⁾。

本稿では、右のような趣旨により、大谷大学蔵三教指帰注集（以下、大谷本成安注と称す）に引用された漢籍の一つとして史記を選び、その訓法について検討したい。種々漢籍が引用されている中で今回史記を検討対象としたのは、史記は引用件数も多く、引用された文章も概して長い⁽¹⁵⁾うえ、史記全巻について博士家の訓法を伝える点本——具体的には先にも掲げた藤原式家英房の点を伝える書陵部蔵史記永正五年（一一五〇）く十五年三条西実隆写本が現存していて、それとの訓法の比較が可能であるからである。更には、菅原家訓を伝えるかと思われている高山寺蔵史記周本紀（巻四）鎌倉初

期点⁽¹⁶⁾のように、藤原式家以外の訓法を伝える点本も一部の巻現存しており、更にそれとの比較も可能である。

なお、大谷本成安注に關連しては、前田家尊經閣文庫にも、仁和寺・心蓮院旧藏の成安注の巻下のみの鎌倉初期写本(以下、前田本成安注と称す)が藏せられている由である。太田次男氏による解説、翻刻が公刊されており、その解説によれば、円堂点同様仁和寺で発生し主に仁和寺で使用された浄光房点⁽¹⁷⁾が用いられているとの由である(但し紀伝点の「コト」点の混入かとされる点も存する由)。巻末に「仁和寺／心蓮院」と記入されているが、残念ながら他に奥書はない。これを大谷本成安注と比較してみると、大谷本が三教指帰本文の頭に朱合点を附すのに対して、前田本は三教指帰の頭には大谷本の朱星点を置き、注の頭の方に朱合点・鉤点を附すという相違点がある。しかし内容は殆ど同一であり、大谷本に存する欄外の書込みも、前田本に殆ど同様に存する(但し大谷本には書込む位置を誤った所がある)。しかも、大谷本は円堂点を用い、前田本は浄光房点を用いているにも拘らず、両者の訓を比較すると殆どが一致しており、同一の祖点より出たことは疑いない⁽¹⁹⁾。両本とも誤写、誤点の間々存するが、両本の対校によつて正される箇所もあり、以下必要に依じて前田本成安注も参考に掲げる。

二、藤原式家点、菅原家点との比較

大谷本成安注に引用された史記の訓法が、博士家点に基いていることは、上掲の夏本紀の例でも伺われる如くであるが、例えば次掲例も、書陵部藏永正点と良く一致している(以下大谷本成安注は「大谷本」として史記の引用の必要箇所のみを掲げ、史記の書陵部藏永正点は「永正点」として掲げる)。

〈大谷本〉而^{シテ}醢^シ 九侯^ヲ。(中略)并脯^ヲ。鄂侯^ヲ。(下20オ7・20ウ1) (前田本では「醢」の訓は「シ、ヒシホニす」)

〈永正点〉而^{シテ}醢^シ 九侯^ヲ。(中略)并脯^ヲ。鄂^ハ侯^ニ。(卷三股本紀11オ)

「醜シ、ヒシホニ(ス)」「脯ホシ、ニス」の訓が特徴的である。また、

〈大谷本〉太史公曰余悲伯夷(入)叔齊(入)之意。(上末20才6)

〈永正点〉太史公曰余登箕山(中略)余悲白夷叔齊之意。(叔齊)は「本有」として補入(巻六十一老子伯夷列傳6ウ)

では、古い訓法の残存とされる助詞「イ」を読添える「余ヨイ」の訓法が、永正点(右訓)と一致しており、これも博士家点に基づいたことを端的に示す例である。これらのように、大谷本成安注に引用された史記の訓法を永正点と比較すると、全体としては概して一致度は高い。しかしながらその一方で、読添語など細かい点に注目すれば、例えば、

〈大谷本〉安能教我射乎。(上末13ウ4)

〈永正点〉安能教我射乎。(巻四周本紀32ウ)

の大谷本「我ニ、永正点「我カ」のように不一致の箇所も間々存する。これらの不一致が何によって生じたのか、即ち、基いた博士家点の系統の相違によるものであるのか、それとも大谷本成安注において訓法の変質が生じたものであるのかが問題となる。

そこで以下においては、大谷本成安注に引用された史記の訓法を、藤原式家の訓法を伝える永正点と、菅原家の訓法を伝えると見られる高山寺藏周本紀鎌倉初期点との両者と比較し、いずれか一本でも不一致のある箇所について整理検討してみる。⁽²¹⁾ なお右、高山寺藏本が巻四の周本紀のみであるので、検討対象は巻四に限定される。因みに、史記には延久五年(一〇七三)大江家国加点の呂后本紀(巻九)、孝文本紀(巻十)、孝景本紀(巻十一)が存在し、この三巻については大江家の訓法をも知ることが出来るが、残念ながら大谷本成安注にはこの三巻よりの引用は存しない。

まず、(1)永正点に一致し高山寺藏鎌倉初期点に不一致のもの、(2)高山寺藏鎌倉初期点に一致し永正点に不一致のものを掲げれば次の如くである(高山寺藏鎌倉初期点は〈鎌倉初期点〉として掲げラコト点と仮名点とが重複する部分は繁を避けて

仮名点を省略する。

(1) 永正点に一致し高山寺藏鎌倉初期点に不一致のもの(3例)

〈大谷本〉

〈永正点巻四〉

〈鎌倉初期点〉

① 曰善ツ・(上末13ウ3)

曰善ツ・(32ウ)

曰善ツ去ク・(657行)

② 皆曰善射クイルトフ (上末13ウ2)

皆曰善射ク (32ウ)

皆曰善射クニイルト (656行)

③ 生昌ムヲ・(下29ウ7)

生昌ムヲ (3オ)

生昌メリヤウを平懸ヤムナム・(40行)

(2) 高山寺藏鎌倉初期点に一致し永正点に不一致のもの(5例)

④ 百一發息モクシレナム (上末13ウ6)

百一發盡息ニクシレナム (33オ)

百一發ハイ去コトクク盡ニクシレナム息ヤムナム (662行)

⑤ 日中ニハラクアリテ (下15ウ2)

日一中マニシヤ (3ウ)

日ニハラクアリテ(入瀬)中マデに・(50行)

⑥ 少焉シハラクアリテ (上末13ウ5)

少焉シハラクアテ (32ウ)

少焉シハラクアリテ (660行)

⑦ 欲ニ傳昌スルコトヘムトニ (下30オ2)

欲ニ傳昌コトラマクニ (3ウ)

欲ニ傳昌スルことをツクヘむとに・(42行)

⑧ 教我射乎ムニツヲ (上末13ウ4)

教我射乎ムニツヲ (32ウ)

教我射乎ムニツヲ (658行)

(1)が3例、(2)は5例と、後者が若干多いが、いずれも少例ずつであり、これをもって大谷本が鎌倉初期点即ち菅原家点により近いと言うことは出来ない。しかも後述の如く、永正点、鎌倉初期点のいずれにも一致しない例の方が右よりも圧倒的に多いのである。

小林芳規博士は、同一の漢籍に対する博士家各家の訓法を比較され、紀伝における藤原家と菅原家との訓法の特徴・相違点として、

(イ) 藤原家が和訓読が多いのに対し菅原家は字音読が多い

(ロ) 藤原家の方が読添語(「リ」「コト」を除く)の数・種類が多い

(イ) 一方「リ」「コト」の読添えは菅原家の方が多い

(ニ) 藤原家が文を中止連続形式にすることが多いのに対して菅原家は終止形式にして文を短く切ることが多い

(ホ) 菅原家は略音形を多く用いる

(ハ) 藤原家が「之」^{コレ}「者」^{モト}を訓ずる場合があるのに対して菅原家は不読とする

などの点を帰納せられ、菅原家の方がより訓読調が勝るとされている。²² 藤原家には式家のほか南家、日野家があり、これらの間にも細かい相違が存する由であるが、右の諸点については共通しているようである。

上掲(1)(2)について右と照合すると、(1)の大谷本の訓法が永正点即ち藤原式家点と一致する例の内、①は「善」が字音読に対して和訓読ということ(イ)に、②は「射」の訓の読添語が鎌倉初期点よりも多いということ(ロ)に、③は「生」の訓に「リ」を読添えないということ(イ)に關する例となり、3例とも正に藤原家訓の特徴を示す例と見得る(但し①で鎌倉初期点が去声点を差声しているのは字義を示すためであつて字音読を示すものではない可能性もある)。一方(2)の大谷本の訓法が鎌倉初期点即ち菅原家点と一致する例の内、④は末尾に助詞「カ」を読添えない訓法ということ(ロ)に關わり、正に菅原家訓の特徴を示す例と見得る。しかしこのように見ても(1)(2)の大谷本の訓法には、藤原家訓に特徴的な訓法に一致するものと、菅原家訓に特徴的な訓法に一致するものとの両者が存在し、全体としていざれにより近いとも言い難いと言えよう。

しかも、上にも述べた如く、実は大谷本が永正点、鎌倉初期点の両点に不一致である例の方が多く、特に次掲(3)の如く、永正点、鎌倉初期点は一致していて大谷本がこれに不一致のものがその大部分を占めるのである。以下、不一致の訓法を分類して(a↔n) 夫々適宜抜粹例を掲げ、上掲の藤原家訓と菅原家訓との相違点(イ)↔(ロ)に關連する項目には「↓」等を附記する。

(3) 永正点、高山寺藏鎌倉初期点は一致していて、これに不一致のもの(36例)

a 〔大谷本〕和訓読、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕字音読 (3例) ↓(イ)

⑨ 〔大谷本〕
〔永正点〕
〔鎌倉初期点〕
牖(上)里(上) (上本22ウ4) 姜里(5ウ) 牖(上)里(上) (80行)

(右訓について)

⑩ 其歸(上末11才頭注) 其歸(19才) 其歸(平聲) (369行)

(⑩は文意の取り方も大きく異なる例、後掲⑬参照)

b 〔大谷本〕字音読、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕和訓読 (2例) ↓(イ)

⑪ 一發(去) (上末13ウ6) 一發(33才) 一發(61行)

c 〔大谷本〕〔リ〕〔コト〕以外の読添語あり、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕なし (5例) ↓(ロ)

⑫ 我世(下30才1) 我世(3ウ) 我世(41行)

(ほか「モ」2例(↓⑩)、「テ」1例、「ムトス」1例)

d 〔大谷本〕〔リ〕〔コト〕以外の読添語なし、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕あり (5例) ↓(ロ)

⑬ 知(スルコト)欲(ヘムト)傳(下30才2) 知(スルコト)欲(コト)傳(マフ) (3ウ) 知(テ)欲(スルコト)傳(ツクヘムト) (42行)

⑭ 仆(クワシ)師(平)武(上末13ウ7) 朴(クワシ)師(平)武(を) (662行)

(ほか「テ」3例)

e 〔大谷本〕〔リ〕以外を読添える、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕〔リ〕を読添える (1例) ↓(ハ)

⑮ 取(ラム)離(平)石(者) (上末13ウ7) 取(レル)離(石)者(ハ) (33才) 取(レル)離(石)者(ハ) (662行)

f 〔大谷本〕〔リ〕〔コト〕を読添える、〔永正点〕〔鎌倉初期点〕読添語が無いか他の語を読添える (3例) ↓(ハ)

⑯ 生(メ)季(去)曆(下29ウ7) 生(ム)季(去)曆(下3才) 生(ウム)季(上)曆(上) (39行)

⑰ 刑^{オケル}錯^{コト} (下28ウ4)

刑^{フイテ}錯^{コト} (14ウ)

刑^{オイト}錯^{コト} (28行)

(ほか「リ」1例 (↓⑱))

g <大谷本> 終止形式、<永正点> <鎌倉初期点> 中止連続形式 (3例)

↓(二)

⑱ 虞仲・知^{レリ}…乃… (下30オ2) 虞仲知^テ…乃… (3ウ)

虞^ク仲^ハ知^ル…乃… (42行)

(ほか「ユク」・「ユイテ」、「ズ」・「ズシテ」各1例)

h <大谷本> 「ヲ」を読添える、<永正点> <鎌倉初期点> 「ニ」を読添える (2例)

⑲ 則^{ノリトル}…々(公)季(志)之法^フ、

則^{クトル}…々(公)季之法^{ハフ} (49行)

(下15ウ1)

i <大谷本> 略音形を用いない、<永正点> <鎌倉初期点> 用いる (1例) ↓(ホ)

⑳ 盡^{クステレナム}棄^{ナム} (上末14オ1)

盡^{ニステレナム}弃^{ナム} (33オ)

盡^{コトクニステレナム}弃^{ナム} (665行)

j <大谷本> 「者」を「モノ」と読む、<永正点> <鎌倉初期点> 不読 (1例 ↓⑳) ↓(ハ)

k <大谷本> 「之」を「コレ」と読む、<永正点> <鎌倉初期点> 不読 (4例) ↓(ニ)

㉑ 皆^テ往^チ歸^ス之^ニ (下15ウ14) 皆^{ユテ}往^チ歸^ス之^ニ (54行)

㉒ 王^{ニシテ}而^ハ行^ハ之^ニ (上末11オ頭注) 王^{ニシテ}而^ハ行^ハ之^ニ (19オ) 王^{ニシテ}而^ハ行^ハ之^ニ (368行)

(ほか「之」2例)

l <大谷本> 「盡」・「^{コト}盡」・「^{コト}盡」 <永正点> <鎌倉初期点> 「^{コト}盡」 (1例 ↓㉑) ↓(ニ)

m 実詞訓 (和訓読) の相違 (3例)

㉓ 其^ハ歸^ル鮮^{カラム} 矣^ハ (上末11オ頭注) 其^{スルモ}歸^ル鮮^{カラム} 矣^ハ (19オ) 其^ノ歸^ル鮮^{カラム} 矣^ハ (369行)

n その他 (返読の仕方の相違等2例)

大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について

②④ 将兵トシツハモノニシテ (上末14オ1) 将兵トシテニ (33オ)

将兵シヤウトシテツハモノ (664行)

また以上のほか、

(4) 永正点と鎌倉初期点とが不一致で、そのいづれにも不一致のもの (三者が不一致) (5例)

②⑤ 其囚レトラレヒトヤ 牖上里上 (上本22ウ4) 其囚ハルトキニイフ 英里ニ (5ウ) 其囚トラハルニイフ 牖上里上 (80行)

②⑥ 専利猶ニスルツ (上末11オ頭注) 専利猶カモツ (19オ) 専利猶スルセ (368行)

も存する (詳細省略、注(31)も参照)。

右のように状況は区々である。これに上掲の藤原家訓と菅原家訓との相違点(イ) (ロ)を応用して考えてみると、(3)の b d f g (計13例)は大谷本の引用の方が永正点、鎌倉初期点の両者よりも訓読調が勝り、一方 a c e i j k (計15例)は永正点、鎌倉初期点の両者が大谷本の引用よりも訓読調が勝る側面を表す例と見ることが可能かと思われる。しかしこのように見ても、単純に数で見ると限る限り両者にさして差はなく、大谷本の引用における訓法の、永正点即ち藤原(式)家訓と鎌倉初期点即ち菅原家訓とに対する特徴は、なかなか見出し難い。そこで可能性として浮んで来るのは、大谷本の引用における訓法が、大江家訓に基いたものではないかという点である。小林芳規博士は諸書に引用された漢籍の訓法を検討された中で、国書、仏書における引用とも、古点本と訓法が一致するもの、古点本と訓法が部分的に小異なるもの、仏家訓法に変えられているものの三者の存在を指摘されており、右の大谷本成安注の史記の引用における状況は、この二番目に相当するものであると見られる。博士は、二番目の例については比較した点本とは異なる家の訓に拠ったものであるとされており、これに倣えばやはり大江家訓に拠った可能性については検討してみる必要がある。これについては次節にて述べる。

一方(3)の1は、大谷本の引用における訓法が仏家訓法の特徴を示している例であり、kも同様の例と見ることが出来

る。大谷本の史記の引用における訓法が基本的には博士家点に拠っていることは上述の如くであるが、このように部分的に仏家式の訓法に変わってしまったという箇所も存するようである。この点についても後に改めて検討する。

なお、右の永正点、高山寺藏鎌倉初期点との比較検討において、特殊な例として除外したものに次掲がある。

⑳ 大谷本々(士)以之・多歸之。(中略)蓋往歸之。(下15ウ2・3)

前田本々(士)以此多歸之。(中略)蓋往歸之。(翻刻行数293 294行)

永正点 士以此多歸之。(中略)蓋往歸之。(3ウ・4オ)

鎌倉初期点 々(士)以此多歸之。(中略)蓋往歸之。(5152行)

大谷本では二つの「歸」に対していずれも「ケラシス」なる意義不明の訓が附されているが、永正点、鎌倉初期点では共に前の「歸」は「クキス」、後の「歸」は「蓋ケダシ」に呼応させて「クキシケラシ」と訓じている。また前田本成安注では、いずれの「歸」も仮名点「ケラシ」とラコト点「ス」とを施しており(後の「歸」については仮名点「ケラシ」が上方にずれているようであるが元々「歸」に附されているべき訓と見られる)、「クキシケラシ」と「クキス」との二訓を併記したもののか、若しくは「クキスケラシ」を表すものかと見られる。恐らくは大谷本も前田本と同じ趣旨で元々「ケラシ」と「ス」とが施されていたものを、誤って「ケラシス」と続けてしまったものかと思われる。因みに「蓋ケダシ」に「ナラシ」「ケラシ」を呼応させるのは博士家の漢籍の訓法の特徴とされている。但し大谷本、前田本では上に「蓋ケダシ」の無い前の「歸」についても「ケラシ」を読添えており、これについては疑問が残る。或いは後の「歸ケラシ」に引かれて前の「歸」にも「ケラシ」を附してしまったものかも知れない。

また除外した例には、次のようなものも存する。

㉑ 大谷本 成王已崩臨之作願命。(下45オ5)

永正点 成王既崩(中略)申告以下文王武王之所以為王業之。以篤信臨之。作願命(14ウ)〔願命〕

大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について

左傍朱引あり)

〈鎌倉初期点〉成_一王_ニ既_ス崩_ス。(中略)申_テ告_ツ文_ヲ武_ヲ王_ノ所_ニ以_テ為_ス王_ニ業_ヲ(入_ル懸_ト)一_ノ之_ヲ…以_テ篤_ク入_ル懸_ト一_ノ信_ヲ(志_ス)一_ノ臨_ト上_ニ

大谷本では「臨之」の前に多くの文章が省略されているが、「臨之」を史記本来の文意とは異なる切り方で引いており、訓読もそれに応じたものになっていると見られる。右は史記の引用の仕方自体に疑問のある例であるが、このほか次掲の如く、訓読に際して文意が理解出来なかつたために不適切な文の切り方にしてしまったかと思われる例も存する。

②⑨ 〈大谷本〉非吾能教_レ 子_ハ支_レ左_ニ誦_ト右_ニ也。(上末13ウ4)

〈永正点〉非_ス吾_ニ能_レ教_ト 子_ハ支_レ左_ニ誦_ト右_ニ也(32ウ)

〈鎌倉初期点〉非_ス吾_ニ能_レ教_ト 子_ハ支_レ左_ニ誦_ト右_ニ也。(659行)

大谷本では「非…子」で文を切つて訓じている。

右の②⑦②⑨のように、本来の文意が正しく理解されていなかったり、訓点が悪く誤つて伝えられたりした例が、そのレベルは種々であるものの、僅かながらも存在することは、大谷本成安注に引用された史記の訓法の一つの側面として留意しておく必要はあるかも知れない。上述の如く永正点や鎌倉初期点に一致しない訓点については、不用意に或いは無頓着に元の訓点とは変えられてしまつて正確に伝えられていない例も、中には存在する可能性も否定出来ないであろう。

三、大江家訓法に基く可能性について

史記には大江家国が延久五年(一〇七三)に加点した呂后本紀(巻九)、孝文本紀(巻十)、孝景本紀(巻十一)が現存し

ているものの、大谷本成安注にこの三本紀よりの引用が存しないことは先にも述べた通りである。従つて、大谷本成安注に引用された史記の訓法を、大江家の訓法と直接比較することは出来ない。²⁹⁾

小林芳規博士は、大江家の訓法と菅原家の訓法とを比較され、大江家の方が和訓読が多く、助詞・助動詞の読添えが多いことなどを指摘され、菅原家の方が大江家よりも訓読調が勝るとされている。一方藤原家に対しては大江家の方が訓読調が勝るとされる。³⁰⁾ 但しこれは同一漢籍の訓読を比較されて得られた結果であり、しかも大江家の訓法の性格が菅原家と藤原家との中間辺りに位置づけられていることからすれば、大江家訓加本との直接の比較によらずして、大谷本成安注に引用された史記の訓法が大江家訓に拠っているか否かを判断するのは極めて困難であると言えよう。取分け史記の大江家点と藤原式家点との差は相当に微妙のようであり、小林芳規博士が上記の大江家国加本の三本紀延久点と藤原式家英房の点を伝える永正点とを比較されたものを眺めても、永正点に読添語が用いられ延久点に用いられていないものと、延久点に読添語が用いられ永正点に用いられていないものとの数に大差がなく、その用いられている読添語についても同様のものが多いようである。また大江家は文を終止形にする傾向があるとされながらも、実際には延久点が終止で永正点が中止の例と、延久点が中止で永正点が終止の例とは同数になっている。

しかしながら逆に言えば、前節に検討した如く、大谷本成安注に引用された史記の訓法において、永正点（藤原式家）と鎌倉初期点（菅原家）との両点が一致する箇所について不一致である例がかなり見られ、しかもその状況が訓読調の度の観点からは区々であったことは、右の大江家の訓法の特徴に照らせば、大谷本の史記の訓法が大江家点に拠っている可能性を少くとも低くすることにはならない。

更には小林芳規博士の右の延久点と永正点との比較において、次の注意される相違点が指摘されている。即ち、使役の「使」等を永正点が「(ラ)シテ：シム」と再読にする所を、延久点は「使テ」と訓じ「シム」は下の語に読添えるものがあるとして（小林芳規博士の挙例による）、

使^レ衆^ニ臣^ヲ不^レ敢^テ盡^シ情^ヲ (孝文14) 使^レ使^ヲ論^ニ 齊王及諸侯^ニ (呂后18)

等が掲げられている。これと同様の訓法が、大谷本に1例のみであるが次掲の如く存するのである(但しこれ以外は再読か、後述の仏家式訓法)。

〈大谷本〉 孟嘗君・使人^ヲ・抵^テ 昭王^ノ幸^ニ・姫^ト・争^ヒ・入^リ・求^メ解^ス (下55ウ5) (前田本は「使人^ヲ抵^テ」とあり)

〈永正点〉 孟嘗君使^レ人^ヲ抵^テ 昭王幸^ニ姫^ト求^メ解^ス (卷七十五孟嘗君列伝3ウ)

永正点もこの箇所は再読にはなっていないが、永正点では「シム」の読添えが無いのに対して、大谷本では「抵^テ」と「シム」の読添えのある点、注意されよう。

また「以為」も、永正点が「オモヘラク：オモヘリ」と再読にする所を、延久点は「以為^ト」と訓じ下に「ト」を讀添えるものがあるとして、

以^テ為^ス不^レ類^ト我^ニ (呂后6) 以^テ為^ス・王^ヲ・用^ヒ婦^ヲ人^ヲ棄^テ宗^ヲ廟^ヲ祀^ス廢^ス其^ノ嗣^ヲ (呂后139)

等が掲げられており、やはりこれと同様の訓法が大谷本にも1例存する(但し再読も1例あり)。

〈大谷本〉 以^テ為^ス上^ニ・志^ヲ・慢^シ侮^ル人^ヲ (下7ウ6)

〈永正点〉 以^テ為^ス・上^ニ・慢^シ侮^ル人^ヲ (卷五十五留侯世家9ウ)

右のような例が僅かながらも見られることは、大谷本成安注における史記の訓法が、大江家の訓法に基いている可能性を高めるものであると言えよう(32)。

四、仏家訓法の混入について

大谷本成安注に引用された史記の訓法が、何らかの博士家の訓に基いていることは、これまで述べて来た通りである

が、第二節で若干指摘した如く、仏家式の訓法の混入と考えられるもの、乃至はその可能性が考え得るものも少例ながら見出される。史記の引用全体を一覧した所では、(i)文末助字「之」を「コレ」と読むもの、(ii)使役助字「使・令等」を再読にせず下に「ヲシテ」を讀添えるもの、(iii)「欲」を「オモフ」と読むもの、(iv)副詞「悉・盡」を「コトゴトク」と読むものの四種⁽³³⁾が拾われた。以下夫々について永正点と対比しつつ見て行く。

(i)文末助字「之」を「コレ」と読むもの

第二節で既に周本紀の例⑲⑳を掲げた如くであるが、周本紀以外にも、

〈大谷本〉

〈永正点〉

⑳ 紂怒殺之。(下20オ7)

紂怒殺之。(卷三殷本紀11オ)

や後掲⑳㉑等、かなりの数拾われる。しかしその一方で、

㉑ 黎一民懷之。(下27オ5)

黎一民懷之。(卷二夏本紀18オ)

や上掲㉒、後掲㉓㉔の如く、永正点と同じく博士家訓法の不読にするもの(少くとも附訓の無いもの)も多数存する。また、

㉔ 崇一侯虎一人知之。(下20ウ頭注)

崇一侯虎一人知之。(卷三殷本紀11オ)

や後掲㉕のように、永正点も「コレ(ヲ)」と読み、大谷本も同様になっている例もある。永正点が「之」を「コレ」と読む場合があるのは、藤原家訓法の一特徴とされるものである(第二節の(ハ)参照)。このように見ると、大谷本に「之」を「コレ」と読む例が多くなっているのは、仏家訓法の習慣に引かれたものとは思われるが、基いた博士家点にも永正点のように「コレ」と読む箇所があつて、それが拡大解釈されて「コレ」と読む例が多くなつた可能性も考えられよう(但し小林芳規博士によれば大江家では「之」を不読とし、呂后本紀等三本紀延久点では「之」は総て不読との由である)。

(ii)使役助字「使・令等」を再読にせず下に「ヲシテ」を讀添えるもの

大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について

③③ 令^{シテ}舜^{ヲシテ}攝^{シテ}行^ハ天子之政^ヲ (下15オ1)

令^{シテ}舜^{ヲシテ}攝^{シテ}行^ハ天子之政^ヲ (卷一五帝本紀20オ)

など、数例見られる。但し、永正点と同じく博士家訓法の再読にしたかと思られる例も存する。

③④ 使人^ヲ馳^セ傳^セ逐^セ之^ヲ (下56オ4)

使^{シテ}人^ヲ馳^テ傳^テ逐^ラ之^ヲ (卷七十五孟嘗君列伝4オ)

右は大谷本では「人」に返点があり、同本も「使」を「シテ：シム」と再読にした例かと思られる。また「シム」を讀添える大江家の訓法に通ずる例も存することは前節の通りである。

(iii)「欲」を「オモフ」と読むもの

次の1例のみ存する。

③⑤ 欲^ク歐^ク之^ヲ (上末15ウ3)

欲^ク歐^ク之^ヲ (卷五十五留侯世家2オ)

一方、永正点と同じく博士家訓法の「(マク) ホツス」の例も1例存する。

③⑥ 唯王^ノ所^ニ欲^ス用^ス之^ヲ (上末17ウ3) 唯王^ノ所^ニ欲^ス用^ス之^ヲ (左訓略) (卷六十五孫子呉起列伝1オ)

また大谷本「雖欲^シ為^ル」(下59オ6) (永正点は「雖^ク欲^ク為^ル」)も、博士家訓法「(コトラ) ホツス」の例かと思られる。なお永正点にも「オモフ」と読む例がある。

③⑦ 我欲^ス易^ス之^ヲ (下8ウ6)

我欲^ス易^ス之^ヲ (卷五十五留侯世家11ウ)

この例は大谷本では博士家、仏家共通の意欲の意に読まない「(ムト) ス」と読まれたものかと思られるが、永正点では「(ムト) オモフ」と読まれている。これは、右例が「曰」に導かれた会話中の文で主語が一人称であるためであり、漢籍でもこのような場合は意欲の意味に訓ずる際は「オモフ」と読まれる例のあることが知られている。⁽³⁴⁾ 上の③⑤はそのような例には当たらないので(地の文の三人称主語、大谷本の「オモフ」訓は、やはり仏家式の訓法と考えて良からう。

(iv)副詞「悉・盡」を「コトゴトク」と読むもの

第二節で指摘した周本紀の例②⑩(項目は1)のほか、次掲が拾われる。

③⑧ 鶏トリ悉シツ鳴ネ。(下56オ6)

雞ニ盡シツ鳴ネ。(卷七十五孟嘗君列伝4ウ)

但し永正点と同じく博士家訓法の「コトゴトクニ」も存する。

③⑨ 吾ウ盡シツ觀ニ之ニ矣ヤ。(上末16ウ1)

吾ウ盡シツ觀ニ之ニ矣ヤ。(卷六十五孫子吳起列伝1オ)

以上のように、(i)〜(iv)のいずれについても、総てが仏家訓法になつてゐるわけではなく、博士家訓法を良く伝える例も併存しており、むしろ後者の方が多いくらいである。即ち、博士家点をそのまま取入れることを宗としながら、一部分に仏家訓法に変質してしまつたものがあつたと見られる。しかも、(i)の「之」は少例ながら永正点にも「コレ」と読む例があり(但し大江家では徹底して不読の由)、(iii)の「欲」も条件が限定されるものの漢籍にも「オモフ」と読まれる場合があり、更に(ii)の「使」は読下し文としては結果的に違いが無く、(iv)の「悉」は語形としては助詞「ニ」の有無の相違に過ぎない。これらについては、博士家点との相違がさして認識されていなかった可能性もあろう。また(iii)の③⑤「欲」は、仏家訓法に引かれたという背景のもとに「欲」の「ス」を「フ」に見誤つた可能性も考えられて来る。

これらに対照的なのは、接続助字「則」の場合である。博士家の訓法では不読にされ、実際、永正点でも総て不読である。一方仏家訓法では「スナハチ」と読まれるのが通例であるが、大谷本では博士家の訓法を良く保つていて全例不読である(但し上に読添えられる語には永正点と相違の見られる例もある)。例えば、

〈大谷本〉 權カキ授ケル 舜シユン・則ニ天下トク得トキ其キ利リ・而ニ授トク 丹トク朱シユ則ニ天下トク病シヤク而ニ・(下15オ2・3)

〈永正点〉 權カキ授ケル 舜シユン・則ニ天下トク得トキ其キ利リ・而ニ授トク 丹トク朱シユ則ニ天下トク病シヤク而ニ・(「本无」とする部分を取除く)(卷一五帝本紀20オ・ウ)の如くである。(i)〜(iv)と「則」とでこのように差異が生じたのは、拠つた博士家点本に「スナハチ」と読まれた例が皆無だつたことが関わつてゐるのではないかとも思われる。

いずれにせよ、全体としては仏家式の訓法に変質してゐる箇所は僅かであり、それも積極的に改変されたと見られる例は見られない。この点は、例えばやはり多数の漢籍(仏典も多い)を引用する観智院本「世俗諺文」鎌倉初期点の訓読

において、元々博士家点に拠つたと見られながら、「使・令」を総て再読とはせず「ヲシテ」を読添え、「則」も悉く「スナハチ」と読んで、全体として仏家式の訓法へ大きく変質しているのとは根本的な違いがある。観智院本世俗諺文における、史記の右掲箇所からの引用部分を掲げておく。

〈世俗諺文〉史記云：權授舜。則天下得其利。(卷二) (91頁)

因みに、大谷本が博士家点を良く伝えている例を追加すれば、「曰」の呼応に「トイフ」を読添える次掲例が指摘される。仏家の訓法では「トイフ」の読添えはしないのが通例である(呼応語が無いが「ト」のみの読添え)。

〈大谷本〉説昭王曰：其危矣。(下55ウ3・4)

〈永正点〉説秦昭王曰：其危矣。(卷七十五孟嘗君列伝3ウ)

第二節に掲げた②も同様の例である。また第三節に掲げた「以為」を「オモハク」と読んで「ト」を読添える訓法、次掲の「オモハク：オモヘリ」と再読する訓法とも、博士家訓法である。仏家では「(：ト)オモフ」と一訓で返読されることが多い由である。

〈大谷本〉以為魯之陽虎。(上本17ウ頭注) 永正点 以為魯之陽虎。(卷四十七孔子世家10ウ)

五、総括と今後の課題

以上の検討によつて明らかになつた大谷本成安注に引用された史記の訓法の性格は、ほぼ以下の通りである。

(イ) 何らかの博士家の訓法に基いており、比較的元の訓法を良く保つて見られる。

(ロ) 但し、読添語等において藤原式家、菅原家の訓法とは一致しない所があり、一方大江家の訓法に通ずる点が存する。

しかし現段階ではいずれの家の訓法に基いたのかを特定することは困難である。

(ハ) 元の訓点に対する理解不足等のために変容してしまつたかと思られる部分も僅かながら存し、前項の不一致例の中

にも元の訓点が正確に保持されていないものが含まれている可能性も考えられる。

(二)また一部分、仏家式の訓法に変わってしまった所も存する(但し全体的には少例)。

右のように、必ずしも明確な所を出し得なかつた憾みは否定出来ない。その原因としては、一つには大江家点本との直接の比較が行い得なかつたことがあろうかと思われる。しかしながら、明確さを欠く状況自体が正に実態である可能性もあり、元の博士家の訓法を基本的には保持しつつも、多少緩い側面もあつて、仏家訓法の混入を含め、テニヲハ等を中心に若干変容が生じた所もあつたという可能性も考え得ることであろう。この点については、下記に述べる今後の課題とも絡めて、更に検証を進めて行く必要がある。

今後の課題としては以下が考えられる。

(i)大谷本成安注に引用された他の漢籍(毛詩、文選等々)の訓法、乃至仏書、国書の訓法についての検討

(ii)大谷本成安注の三教指帰本文の訓法についての検討

(iii)大谷本成安注以外の三教指帰有注本の訓法(三教指帰本文も含む)についての検討

(i)については、例えば毛詩の引用について静嘉堂文庫蔵毛詩鄭箋清原宣賢永正九十年点と比較してみると、例えば、

〈大谷本〉生 ケル 則異 ニシテ 室 ナトスルハ 死 ナトスルハ 則同 ニシテ 穴 ニシテ (上末38ウ)

〈毛詩清原宣賢点〉穀 イケルときは 則異 ニシテ 室 ニシテ 死 ニシテ 則同 ニシテ 穴 ニシテ (巻四国風・王130行)

の如く相違点が見られ、全体的に、本稿で検討した史記における書陵部蔵永正点や高山寺蔵周本紀鎌倉初期点との相違よりも、相違の度合が大きいように思われる。大谷本が毛詩のどの家の訓法に拠つているのか、検討の要がある。

(ii)については、今回の史記を含む引用諸書の訓法との関連を含めて検討する必要がある。

(iii)については、例えば尊経閣文庫に敦光注(勘注抄)の仁和寺心蓮院旧蔵鎌倉初期写本(円堂点使用)が蔵せられており、上巻前半部のみは零本ではあるが、三教指帰本文と、漢籍を中心とする多数の関連諸書を引用する注とに、共に詳

密な訓点が施されている。⁽³⁷⁾ 史記の引用も多数存するものの、成安注と重なるものは皆無に近く、⁽³⁸⁾ 史記については大谷本成安注の訓法との直接の比較は出来ないが、文選には両書で重なる引用が一条存する。その訓法を見ると両書で異なっており、この仁和寺旧藏敦光注の訓法についても興味の持たれる所である。

また高山寺には有注本である「三教指帰巻中」院政初期点が蔵せられており、その注は大谷本成安注と比較すると大部分が一致しており、恐らくは成安注の一本か、成安注に関係の深い本と見られる。訓点は朱仮名のみであるが、高野山の中院僧正点の系統かと見られている。⁽³⁹⁾ この訓法についても、大谷本成安注との比較を含めて検討してみることが考えられよう。

注

- (1) 佐藤義寛〔大谷大学図書館蔵〕『三教指帰注集』の研究〔大谷大学、平成四年十月〕。以下テキストには同書所収の影印を用い、必要に応じて翻刻も参看する。なお、本稿における挙例においては、いずれの資料についても、ヲコト点は平仮名に改め、人名符は「人」の表示に、声点は(平)(平濁)等の表示に代え、片仮名の合字「ノ」「リ」は夫々「シテ」「コト」に、漢字の踊字「々」は「々」に改める。
- (2) 後掲注(27)も参照。
- (3) 現存せず。なお、承久二年(一一二〇)成立、文安二年(一四四五)書写の東寺観智院旧蔵「三教指帰注」(多くを藤原敦光の勘注抄により三教指帰本文は摘記す)には「南岳房義云」とする一条が存する(太田次男「〔東寺観智院旧蔵〕三教指帰(注)文安写本について」成田山仏教研究所紀要第七号、昭和五十七年十二月、参照)。
- (4) 月本雅幸①「空海撰述書の古訓点について——その性格と研究の構想——」(訓点語と訓点資料第七十七輯、昭和六十二年三月)、②「空海撰述書の古訓点の源流について」(〔小林芳規博士退官記念〕国語学論集「平成四年三月」、③「院政期における祖点——円筆点使用の空海撰述書を例として——」(訓点語と訓点資料第九十輯、平成五年一月)。
- (5) 藤原式家敦周の訓点を伝える六十巻本六臣注文選。以下、テキストには広島大学文学部蔵紙焼写真を用いる。
- (6) 西崎亨後掲注(10)論考も参照。

(7) 三条西実隆の書写になり、藤原式家英房の訓点を伝える。以下、テキストには広島大学文学部蔵紙焼写真を用い、用例は朱引を外して掲げる。

(8) 観智院本類聚名義抄には「襄」に、
襄先羊文 上、ハラフ、襁、成、(法中衣部138頁)

の如く「上、」の漢文注は存するものの「ノボル」の和訓は見られず、図書寮本もこの点同様である。図書寮本類聚名義抄には史記の訓が多く掲げられており(出典表示「記」、なぜこの訓が両本に挙っていないのか疑問があるが、ともかく「襄」に対して「ノボル」の訓は一般性が高いとは言えまい。黒川本色葉字類抄には、

登ノボル昇シヨク時シヨク學シヨク反シヨク昇シヨク同シヨク也シヨク本シヨク作シヨク升シヨク入シヨク上シヨク (13字略)襄シヨク丘シヨク也シヨク (7字略)蒸シヨク已シヨク上シヨク登シヨク也シヨク (ノ辞字・中61才)

の如く「ノボル」に「襄」を掲げるが、掲出位置はかなり下位の方である。

(9) この意図による筆者自身の先行研究として、「久遠寺蔵本朝文粹清原教隆点の訓法について——助字の訓法を中心に——」(鎌倉時代語研究第十四輯、平成三年十月)がある。

(10) 築島裕天理國三教指帰久寿点の和訓について(ビブリア第九十五号、平成二年十一月)。なお、西崎亨天理図書館蔵「三教指帰」二本二題(ビブリア第七十七号、昭和五十六年十月)において、三教指帰久寿点の文選説が全例掲げられ、文選点本等との対照が行われている。

(11) 月本雅幸「高山寺蔵文鏡秘府論長寛点」(高山寺典籍文書の研究)昭和五十五年十二月)の(追記)、注(4)①②論考。

(12) 小林芳規平安鎌倉漢籍訓読の国語史的研究第六章第二節。

(13) 月本雅幸氏は注(4)②論考において、仏家と博士家との空海撰述書の研究における交流について「内容から見て、博士家流を原流とするもののあるのは「文鏡秘府論」「性霊集」という漢詩文関係のものにほぼ限定されるであろう。あるいは「三教指帰」もこれに入るかもしれない。(以下略)」と述べられている。

(14) 仏書を含む諸書に引用された漢籍の訓法については、小林芳規注(12)著書第六章第一節に検討が行われている。

(15) 但し成安注では、上掲例のように三教指帰本文の直接の下敷きとされたと思われる箇所引用例は他に殆どなく、三教指帰本文と直接に訓法を対比出来る例は少い。これは史記の引用に限らず成安注全般の傾向のようであり、その点では教光注(勅注抄)の方が、三教指帰本文の直接の下敷きにされた漢籍等の引文が多いようである。

- (16) 小林芳規注(12)著書第五章第三節第四項の六。なお、以下テキストには、『高山寺古訓点資料第一』所収の影印を用いる。
- (17) 太田次男「尊経閣(注三教指帰)鎌倉鈔本について」(成田山仏教研究所紀要第八号、昭和五十九年十二月)。写真が巻首、巻末のみ二葉掲げられているが、翻刻は極めて正確、精緻になされていると見られる。以下テキストにはこの翻刻を用いる。なお太田氏は、この論考の時点ではこれが成安注であることに気づかれない(佐藤義寛注(1)著書の解説第二章も参照)。
- (18) 築島裕「仁和寺関係ヲコト点四種——浄光房点・広隆寺点・通照寺点・香隆寺点について——」(中央大学文学部紀要第一四三号・文学科第六九号、平成四年二月)参照。
- (19) 大谷本では仏書の引用については殆どテニヲハしか加点していない傾向があるのに対して、前田本では屢々漢字の読みも加点しているなど、加点の粗密に違いのある部分は存する。
- (20) 小林芳規注(12)著書第一章第二節の(4)参照。
- (21) 大谷本成安注における史記の引用は、佐藤義寛注(1)著書所収の引用書索引に基いて史記点本との照合を行ったが、史の本文自体が要約などによって大きく変っている引用は本稿の検討対象からは除外した。また、注の追加と見られる欄外の書込みににおいても史記の引用が存し、これらは基本的には本行の成安注における引用とは別に考えるべきであるが、本行と同時に加点されたと見られ(前田本成安注の欄外書込みににおいても殆ど同一の加点がある)、その訓法についても結果的に本行の引用と同列と考えられるので、一緒に扱う。
- (22) 小林芳規注(12)著書第四章第四節第一項の五、第五章第三節第二項、第四項等。
- (23) これに関しては、上掲⑬における大谷本「則」^ト、永正点「則」、鎌倉初期点「則」^トが存するが、永正点の読みがいずれであるか不明であるため(「ノトル」の可能性が高いと思われるが)、除外した。
- (24) ⑳の鎌倉初期点は「盡」^{ゴトクニ}とあり、この通り「ゴトゴトニ」の可能性もあるが、上掲④の同様の意を表す部分が鎌倉初期点で「盡」^{ゴトクニ}息」と訓ぜられており、㉑も「ゴトゴトクニ」(「ク」の省記)と見ておく。
- (25) 注(14)に同じ。
- (26) 大谷本成安注の史記の引用の中には、「蓋」の呼応で、
 〈大谷本〉蓋往歸(平)焉。(上末20ウ3)
 〈永正点〉蓋往歸焉。(左訓略。「蓋」は本行「蓋」、傍記の「本乍蓋」による)(巻六十一老子伯夷列伝7オ)
 のように「歸スケラシ」と、「ケラシ」を終止形に接続させる例がある。「蓋」の呼応の「ケラシ」を終止形に接続させる例としては、小林芳規注(12)著書第一章第二節の(3)に、穗久邇文庫蔵貞親政要建治三年(一二七七)点、書陵部蔵札記清原宣賢

点の「進ムケラシ」、「進ス、ムケラシ」の例が指摘されている。但し同論考によれば、周本紀の問題の箇所は、上杉隆憲氏蔵史記周本紀室町期点では「蓋往歸」の如く「キ(クキ)シケラシ」と「(クキ)ス」との二訓併記となっている。

(27) 大谷本成安注には上述の如く墨仮名のみよって加點されている部分と朱仮名、朱ヲコト点(円堂点)の併用にて加點されている部分とがあり、この箇所は墨仮名による加點の部分である。この箇所の前田本成安注との右のような対応関係を見ると、大谷本の墨仮名加點部分も元は仮名とヲコト点との併用による加點であったものが改められたものであることが伺われ、その際に生じた誤解に基く訓かと見られる。

(28) 小林芳規注(26)論考。

(29) 大谷本成安注の史記の引用の中には、対応する永正点において、「江説」「菅説」も併記)として大江家訓を併記した箇所が巻四に一箇所(一字)のみ存するが、大谷本ではこの字に加點が無い。

(30) 小林芳規注(12)著書第四章第四節第一項の五、第五章第二節等。

(31) 再読字については、小林芳規博士はこれら以外に「當」も、延久点は「ヘシ」を下の語に読添えるものがあるとして、

天下民當代ニ父後ノ者一(孝文99)
を掲げられている。これに関連しては、前節において周本紀(巻四)について、大谷本成安注と永正点、高山寺藏鎌倉初期点とを比較した中で、二者が異なる(4)としたものの中に次掲が存する。

〈大谷本〉我世カキニ當有ニ興ル者一(下30オ)

〈永正点〉我世カキニ當有ニ興ル者一(巻四周本紀3ウ) 兼倉初期点 我世カキニ當有ニ興ル者一(41行)

右では永正点も「ヘシトイハ」を「有」に読添える形になっているが、左傍にあり、「有」の上には点もある所から見ても「當」への附訓のずれたものであると見られる。一方大谷本では、「興」において「興ルヘキ」と「ベシ」が読添えられており、「當」の呼応の位置としては疑問があるものの、「ベシ」が読添えられていることが明らかな例である。これも、大江家訓に基く可能性を示す例に加えられるかも知れない。

(32) 大江匡房(一〇四一—一一一一)は、寛治六年(一〇九二)三月に白河上皇の皇子である仁和寺覚念(覚行)が一身阿闍梨に補せられ、大僧都寛意より灌頂を受けたことを記録した「中御室御灌頂記」(続群書類従第二十六輯上所収)を草しており、その灌頂儀式に列席した人物の中に済暹の名も見えている(廣小路亨「済暹の研究」—伝記、学風、信仰—)「仏教研究第四卷第六号、昭和十六年一月)。済暹の時代における仁和寺と大江家との関わりを伺わせる資料と言えようか。

(33) 小林芳規注(12)著書序章第三節第一項、第一章第二節参照。

大谷大学蔵三教指帰注集に引用された漢籍の訓法について

- (34) 小林芳規注(12)著書第一章第二節の(1)。
(35) 小林芳規注(14)論考参照。
(36) テキストは古典研究会叢書(汲古書院)所収影印による。
(37) 太田次男「尊経閣文庫蔵三教勘注抄について」(成田山仏教研究所紀要第五号、昭和五十五年十二月)に解説と精密な翻刻がある。
(38) 注(15)も参照。
(39) 月本雅幸注(11)論考、注(4)②論考、松本光隆「高山寺蔵三教指帰卷中院政期点について」(昭和六十三年度高山寺典籍文書綜合調査団研究報告論集)平成元年三月)、菅原範夫・松本光隆「高山寺本三教指帰卷中院政初期点」(訓点語と訓点資料第八十九輯、平成四年九月)参照。
〔附記〕本稿は第十九回鎌倉時代語研究集会(平成六年八月、於比治山大学)における同名の口頭発表に基き、その後の若干の検討を加えて成稿したものである。